## 大臣官房総務課広報室 保存期間表

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了後 の措置
閣議の決定又は 了解及びその経 緯	る答弁に関する閣 議の求め及び国会		質問主意書法制局提出資料 質問主意書審査録 質問主意書答弁案 質問主意書に関する閣議請議書 質問主意書に関する案件表 質問主意書に関する配付資料 質問主意書に関する配付資料	20年	移管
個人の権利義務 の得喪及びその 経緯		ハ) 許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記 録された文書(十一の項)	行政文書開示請求書·開示決定 書·異議申立書	開示決定等が される日に係 る特定日以後 5年	以下について移管 (それ以外は廃棄。 以下同じ。) ・国籍に関するもの
法人の権利義務 の得喪及びその 経緯	許認可等に関する 重要な経緯	許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記 録された文書(十一の項)	行政文書開示請求書·開示決定書·異議申立書	開示決定等が される日に係 る特定日以後 5年	以下について移管 ・運輸、その他の ・運輸業その他事業 は重要なの ・会を はずるもの ・会を はずる ・会を ・会を ・会を ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の
職員の人事に関 する事項		一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の2第1項の届出の文書等	扶養親族届	届出に係る要件を具備しなくなった日から6年	廃棄
		人事院規則9-5(給与簿)第3条 の出勤簿	出勤簿	作成の日から 5年	
		人事院規則9-7 (俸給等の支給) 第13条の超過勤務命令簿	超過勤務命令簿	作成の日から 5年3月	
		人事院規則9-24 (通勤手当) 第 3条の通勤届	通勤届	届出に係る要件を具備しなくなった日から6年	
		人事院規則9-24(通勤手当)第 4条第2項の通勤手当認定簿	通勤手当認定簿	支給要件を具 備しなくなっ た日から6年	
		人事院規則9-54(住居手当)第5 条第1項の住居届	住居届	届出に係る要 件を具備しな くなった日か ら6年	
		人事院規則9-54(住居手当)第6 条第2項の住居手当認定簿	住居手当認定簿	支給要件を具 備しなくなっ た日から 6 年 月	
		人事院規則9-80(扶養手当)第4 条第2項の扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	大 支給要件を具 備しなくなっ た日から 6 年	
		人事院規則9-80 (扶養手当) 第4 条第3項 (第5条において準用す る場合を含む。) の事実等を証 明する書類	扶養の事実等を証明する書類	届出に係る要 件を具備しな くなった日か ら6年	
		人事院規則9-89(単身赴任手 当)第7条第1項の単身赴任届	単身赴任届	届出に係る要 件を具備しな くなった日か ら6年	
		人事院規則9-89(単身赴任手 当)第8条第2項の単身赴任手当 認定簿	単身赴任手当認定簿	支給要件を具 備しなくなっ た日から6年	
		人事院規則9-89(単身赴任手 当)第10条第2項の現況等を証明 する書類		支給要件を具備しなくなった日から6年	
		勤務時間法第13条の2第1項又は 第15条第1項の指定の文書等	週休日の振替及び半日勤務時間 の割り振り変更簿、代休日指定 簿		
		人事院規則15-14(職員の勤務 時間、休日及び休暇)」第27条 第1項の休暇簿	年次休暇簿、病気休暇簿、特別 休暇簿	作成の日から 3年	

1

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了後 の措置
文書の管理等に関する事項	文書の管理等	取得した文書の管理を行うため の帳簿 (三十一の項)	受付簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳 簿 (三十二の項)	決裁簿	30年	
		文部科学省行政文書管理規則第 23条に定める廃棄に係る記録	文部科学省行政文書管理規則第 23条に基づき廃棄した行政文書 ファイル等の記録	5年	
		標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準	次回の更新まで	1
広報に関する事 項	広報に関する立案・実施及びその	イ 文部科学省の広報の企画の 検討に関する会議等文書及び調	広告掲載	10年	廃棄
垻		では、	シンボルマーク制定資料	現行シンボル マークが使わ れなくなるま で	
			広報担当官会議	10年	1
			広報戦略会議		
			広報に関する規程等	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその 後の政策立案等に大 きな影響を与えた事 案に関するもの
		ロ 文部科学省の広報の実施・	報道発表資料	3年	廃棄
		報告に関する文書	撮影許可申請	-	
			大臣会見録		 移管
			ホームページ原稿	1	廃棄
			政府広報	-	
			文部科学省の概要(パンフレット)		 移管
			文部科学広報	1	
			情報ひろば運営等	-	廃棄
			HPシステム、動画チャンネル	1	廃棄
			広報連絡会議	1	廃棄
公益通報に関す る事項	公益通報	公益通報に関する文書	公益通報関係資料	3年	廃棄
の事項		公益通報に関する文書	外部公益通報対応要綱	10年	移管
研修・セミナー に関する事項	研修・セミナー	研修・セミナーの実施に関する 文書	講師委嘱、研修(セミナー)資料、アンケート結果	3年	廃棄
世論調査に関す る事項	世論調査	世論調査に関する文書	実施を希望する世論調査、附帯 調査	3年	廃棄
予算編成(概算 要求)に関する 事項	予算編成(概算要 求)	予算編成、概算要求に関する文 書	予算編成、概算要求に関する資 料	5年	廃棄
予算執行に関す	予算執行	予算執行に関する文書	実施原議、執行等	5 年	廃棄
る事項		諸謝金に関する文書	諸謝金支出に関する資料	-	
		旅費に関する文書	旅費支出に関する資料	-	
照会・依頼等に関する事項	照会・依頼等	法令等に基づく外部からの照会 に対する回答	捜査関係事項照会	1年 廃棄	廃棄
		定型的・日常的な照会等に関す る文書	定型的・日常的な照会、事務連 絡等	1年未満	
		委員等の委嘱や就任依頼、講師 の派遣依頼等に対する回答	委嘱に対する回答 就任依頼に対する回答	任期満了日の 日に係る特定 日から1年	
		THE CO. NO. 11.11.	派遣依頼に対する回答	1年	
行政相談に関す	行政相談	職員の海外出張に関する文書 行政相談に関する文書	パスポート申請、便宜供与等    行政相談	3年	廃棄
る事項					
省内見学に関す る事項	省内見学	省内見学に関する文書	見学申込書	3年	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了後 の措置
文書管理規制年とき、おののでは、本書では、本書では、本書では、本書では、本書では、本書では、本書では、本書		文部科学省行政文書管理規則に おいて、1年未満の保存期間と することができる文書	別途、正本・原本・原本・原本・原本・原本・原本・原本・原本・原本・原本・原本・原本・原本	1年未満	廃棄